該非判定書

輸出貿易管理令別表第一、米国再輸出規制（EAR）で規制されている貨物か否かの判定結果を記載しております。お客様にて輸出国・用途・需要者のご確認をお願いいたします。

作成日 2024/5/24
品番 T-SSPL18-60
品名 ＴＲＵＳＣＯ　サポートピラ（タップ付タイプ）

輸出貿易管理令別表第一　1～15項		16項 キャッチオール規制	米国再輸出規制 （EAR判定）
判定結果	判定項番	判定結果	判定結果
対象外	**-**	**該当**	**対象外**

対応：R6.2.1施行「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令」等の改正について

輸出貿易管理令　判定説明

該当	規制対象品目であり、仕様上も該当となるもの
非該当	規制対象品目であるが、仕様上で非該当となるもの
対象外	規制対象品目ではなく、規制の対象外となるもの

米国再輸出規制（EAR判定）　判定説明

対象外	米国原産品を含まず、米国で製造していないもの
EAR99	米国原産品を含むが、EARの規制に該当しないもの

その他の調査依頼につきましては、購入先様へお問い合わせください。

トラスコ中山株式会社
大阪商品部　PB品質保証課
〒541-0053　大阪府大阪市中央区本町四丁目２番５号
トラスコ セントラルビル
mail：techno.center@trusco.co.jp